

令和3年度事業計画大綱

1 NOSAIを取り巻く情勢

昨年11月15日、東アジア地域包括的連携（RCEP）は、日本や中国、韓国、それにASEAN各国など15か国が首脳会議で正式に合意し、協定に署名した。環太平洋連携協定（TPP）を上回る、アジア太平洋地域で、世界の人口やGDPのおよそ3割を占める巨大な自由貿易圏が生まれることとなった。また、日本にとっては、最大の貿易相手国である中国と3番目の韓国と結ぶ初めての経済連携協定（EPA）となる。

一方、政府においては、産業政策と地域政策を車の両輪とし、食料自給率の向上と食料安全保障の確立を基本方針とした、第5次「食糧・農業・農村基本計画」を昨年3月、閣議決定し、1「食料の安定供給の確保」2「農業の持続的な発展」3「農村の振興」4「東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害への対応」5「団体に関する施策」6「食と農に関する国民運動の展開等を通じた国民的合意の形成」7「新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症への対応」の7つの施策を講ずるとした。新型コロナウイルス感染症は、世界的な広がりを見せ、日本国内においても、宿泊業、飲食業を始めとする各業界が打撃を受け、事業所が軒並み厳しい状況に置かれた。また、農産物の供給先が失われた農業者にとっても非常に深刻な事態が続いている。新型コロナウイルス感染症が日本経済、世界経済に与える影響は甚大なもので、終息の兆しはまだまだ不透明な状況となっている。

さて、昨年は、例年にも増して自然災害が日本を襲った。7月上旬からの豪雨の影響により、全国で甚大な被害が発生し、農林水産関係被害額は1,900億円を超え、この被害に対し、災害救助法が全国9県98市町村に適用され、本県においても11市町が適用された。さらに、8月下旬の台風9号、9月上旬の台風10号を始めとする相次ぐ台風の襲来により、水稻、果樹、大豆、さとうきび、園芸施設等に甚大な被害をもたらした。このように過去に経験のない規模の自然災害等が頻発し、農業保険の役割はますます重要となってきた。しかしながら、令和3年度農業共済関係予算については838億8,800万円として、掛金国庫負担金は前年同額とされる中で、農業共済事務費負担金は、前年度より3億2,000万円減額され、333億6,000万円とされた。一方で、収入保険制度については、総額で176億9,500万円として、農林水産省によると、令和4年の収入保険の加入者を7.1万経営体と見込んで予算計上したとしており、農業経営収入保険事業事務費負担金は、前年度より2億2,600万円増額し14億7,200万円、収入保険加入推進支援事業は、3,300万円増額の3億9,300万円となった。共通申請サービスの利用に係る収入保険事務処理システム整備支援事業は、令和2年度第3次補正予算で3億3,000万円とし、農業保険の事務関連予算としては、収入保険分と農業共済分を合わせて355億5,500万円となり、前年度より3,900万円の増額となった。

今後は、自然災害等から農業者を守る農業共済制度だけでなく、農業経営の様々なリスクを総合的に補償する収入保険制度についても、加入実績をしっかりと上げ、その機能を十分発揮していかなくてはならない。本県としても、コンプライアンス管理態勢の確立やリスク管理態勢の定着により効率的で適正な事業運営が図れるような体制づくりを進めてきたが、国の農業保険制度を担う組織としの使命が果たせる組織体制を構築するために、昨年10月2日の合併予備調印式を経て、本年4月に1県1組合として、鹿児島県農業共済組合を発足した。また、最終年となる全国運動である「安心の未来」拡充運動を積極的に展開し、「すべての農家に『備え』の種を届けよう」の運動目標のもと、無保険者を出さず、全ての農業者に農業共済制度と収入保険制度を活用してもらい、安定的な農業経営につながるよう我々はさらに努力しなければならない。

2 令和3年度団体運営の重点事項

(1) 農業共済制度への対応並びに事業推進目標の達成と加入推進強化

改正農業共済制度に即した推進方策を整備すると共に、顧客リスト整備に努め、未加入者に対する加入推進を徹底する。特にさとうきび共済及び園芸施設共済を中心に事業推進目標の達成を図り、任意共済では、特約を付加した加入推進を強化し、家畜共済では改正制度への対応を強化する。

①さとうきび共済では、台風被害により共済への意識が高まってきているものの、加入率は、伸び悩んでいる。島別の加入率に格差があることから、詳細な目標設定を行い、行政が実施する補助事業との関連付けを活用するなど、さらなる引受拡大に努める。

②園芸施設共済では、補償が拡充されていることや掛金負担を抑えて加入できることなどの改正内容について、加入者のみならず未加入者への説明に努めるとともに、加入率のさらなる向上のため関係団体等との連携をさらに強化しながら、積極的な加入推進を図る。また、産地ぐるみで一体的かつ効率的に加入を進めるために、集団加入の協定締結等を活用する。

③任意共済のうち、建物共済では、制度内容の周知を徹底すると共に制度共済加入者の契約状況の再点検と家族構成に応じた家具類の加入を推進する。農機具損害共済では、共済資源の掘り起こしを引き続き進める。また、両共済ともに加入者の補償の充実を図るために、臨時費用担保特約等を付帯した加入を推し進める。

④ 家畜共済については、改正農業共済制度において死亡廃用共済と疾病傷害共済に分離されたが、畜産経営の安定に寄与するため、セット加入を基本とし、提案型推進を図る。また、これまで農業保険法に基づく農業共済事業の区域に属していなかった鹿児島県鹿児島郡三島村及び十島村については、令和3年4月の新組合設立を機に本県の事業実施区域となることから、早期の加入推進を行う。

⑤ 農作物共済については、農業再生協議会及び関係機関と連携し、稲作農家の動向を把握し、無保険者を出さないよう、収入保険や他の引受方式への移行を推進し、令和3年産で廃止される一筆方式に対応する。

(2) 農業経営収入保険制度への対応

農業経営収入保険制度については、県及び関係機関・団体と連携しながら、農業者への青色申告及び制度の普及や周知に努める。また、農業簿記担当者研修会や講習会を開催し、実務を習得させる。2年目となる収入保険加入推進支援事業を活用し、全国連の目標 10 万経営体を目指して、本県も応分の引受 2,100 経営体を達成するため、新組合本所・支所に収入保険課を設置し、加入推進を強化する。特に農業共済の対象とされていない品目や加入率が低迷している果樹等についても、積極的に推進する。

(3) 制度の見直しへの対応

制度の見直しについては、講習会を開催し、内容を熟知させると共に県下統一した推進方策等を検討する。

(4) 将来を見据えた団体運営の検討

農家戸数並びに共済資源の減少は今後も続くと予想され、NOSAI 団体を取り巻く環境は依然として厳しい。このような状況の下、事業を今後も安定的に運営していくために、基盤強化を図り、収入の確保と経費の節減に努めるとともに、より一層の合理的で効率的な団体運営を推し進める。

(5) 家畜診療所の経営安定化

本県の共済事業の中で、最も重要な家畜共済事業は、家畜診療所が運営されることによって成り立っている。また、診療を通して、本県の畜産農家の経営に寄与し、さらに、地域の家畜公衆衛生に関しても重要な役割を担っており、昨年、農林水産省が公表した「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」においても、その基幹的役割について明記されている。しかしながら、制度改正に伴い、家畜共済勘定と家畜診療所勘定が分離されたため、診療所運営に関しては、特に注視していく必要がある。また、獣医師不足は離島を中心に深刻な状況であり、その確保が喫緊の課題である。獣医学大学との連携を強化しつつ、「獣医師養成確保修学資金貸与事業」を活用するなど、これらの諸課題についても、引き続き検討する。

(6) コンプライアンス並びにリスク管理態勢の確立

NOSAI 団体には多額の国費が投入されていることから、高い公共性と、適正な事業運営が求められる。その社会的な期待に応え、倫理観の高い職場を創る観点から、役職員のさらなる資質向上を図るため、農林水産省等の開催する講習会等へ積極的に参加させるとともに、一人一人が継続してコンプライアンスの実践に努力していく。

また、NOSAI 団体に対する監督指針に基づき、健全かつ適切な業務運営を確保するために各種リスクを体系的・組織的に管理するための態勢の確立に努める。

(7) 「安心の未来」拡充運動の積極的展開

最終年となる本運動の積極的な展開を図り、「備えあれば憂いなし」の理念のもと、行動スローガン「より広く、より深く、農家のもとへ」を実践し、農業共済制度と収入保険制度を一体的に普及推進し、すべての農家に NOSAI のネットワークを広げ、農業経営を支援する。また、関係機関と連携を密にし、新たな農業政策に対応するとともに、必要な情報を農家に提供するなど、信頼関係の構築を図り、運動目標の達成を目指す。